

第五次多摩市総合計画
第3期基本計画（最終案）

多 摩 市

市長より

～第五次多摩市総合計画 第3期基本計画のスタートにあたって～

多摩市は、北部では多摩川に臨み、南部には多摩丘陵が走る、緑豊かなまちです。市内には、古より西国と東国を結ぶ交通の要衝である尾根道（多摩よこやまの道）が東西に横断し、古都鎌倉との往還道でもあった鎌倉街道が南北に縦断しており、新元号「令和」の典拠として話題になった万葉集などの史料にも、多摩に関する記述が見られます。

1971（昭和46）年の多摩ニュータウン（諏訪・永山地区）第1次入居開始以来、都市基盤は急速な発展を遂げて、人口も大幅に増加しました。そうした時代の変化の中で、様々な地域から集まった人々がコミュニティを築き、共に手を携えて多摩市のまちづくりを進めてきました。そのようなまちづくりの基本的な指針として、市では、これまで5次にわたって、総合計画を策定しており、2011（平成23）年度からスタートした「第五次多摩市総合計画」も今回の改定で3期目を迎えました。

社会構造や人の意識など、時代の潮流が大きく変わってきています。また、計画の期間中である2021（令和3）年には、市制施行50周年を迎えます。あわせて、この数年の中で、パルテノン多摩のリニューアルや図書館本館の竣工、諏訪・永山まちづくり計画に基づくニュータウン再生の取組など、市内3駅を中心にまちが大きく変わっていく転換期を迎えることとなります。町から市となり、ニュータウンの初期入居がはじまってからの、これまでの50年をふりかえるとともに、新たな50年に向かって、次の世代へ引き継いでいく役割を私たちは担っています。

この「令和元年」という節目にスタートする「第五次多摩市総合計画 第3期基本計画」は、まさにそのような新たな時代に挑戦していくための道標となります。

「第五次多摩市総合計画 第3期基本計画」の特徴は、前期計画である第2期基本計画で掲げた「健幸まちづくり」をさらに推進していくことを基盤となる考え方に置き、「①超高齢社会への挑戦」、「②若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり」、「③市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点的に取り組むべき「3つの重点課題」として位置づけ、これらを解決するための「18の視点」を、各施策の取組に反映させることとしている点にあります。

また、新たな政策課題が数多く発生し、これまでのまちづくりを進めてきた前提が変化しています。まちの転換期を迎えている時期だからこそ、多摩市のまちづくりの主人公である市民の皆さんに力を発揮していただく場面が、これまで以上に増えてくることと思います。

そのため、第3期基本計画は、計画の改定方針にも「市民とともに作る計画」という考え方を掲げ、行政のみの検討だけではなく、無作為抽出で選ばれた市民の皆さんによるワークショップ、中学校・高校生世代アンケート、公募の市民委員も含めての総合計画審議会などを行い、市民や地域の皆さんと行政が一体となってつくりあげた計画となっています。

これからも、市民の力、地域の力を結集し、市民一人ひとりが健康で幸せを実感できる、「笑顔」があふれる多摩市、誰もが住んでいることを誇りに思える多摩市を実現していきましょう。

多摩市長 阿部 裕行



目次

はじめに

- 1 第五次多摩市総合計画の位置づけ 3
- 2 第五次多摩市総合計画の構成 3
- 3 第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画について 6

基本構想（2011（平成 23）年度からの概ね 20 年間）

- 第 1 章 まちづくりの基本理念 13
- 第 2 章 将来都市像 14
- 第 3 章 目指すまちの姿 15
- 第 4 章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢 18

第 3 期基本計画（2019（令和元）年度からの概ね 10 年間）

- 第 1 編 第 3 期基本計画策定にあたっての前提 19
 - 1 計画策定の背景 20
 - 2 「健幸まちづくりのさらなる推進」に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～ 30
- 第 2 編 分野別計画 39
 - 1 分野別計画の見方 40
 - 2 基本計画の目標体系 44
 - 第 1 章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち 46
 - 第 2 章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち 70
 - 第 3 章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち 96
 - 第 4 章 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち 118
 - 第 5 章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち 130
 - 第 6 章 人、自然、地球 みんなで環境を大切にするまち 150
- 第 3 編 計画を推進するために 161
 - 1 計画を推進するための行財政運営の考え方 162
 - 2 計画を推進するための取組 163

資料編

- 施策の成果指標・目標値一覧 172
- 大きな財源を伴う施設整備等（「平成 31 年度中期財政見通し」より） 177
- 第 3 期基本計画の策定体制 186
- 第 3 期基本計画の策定経過 196
- 用語の解説 198

コラムの目次

- 「子育てしやすいまちづくり」の取組が、ますます拡大しています！ 56
- 子どもたちの笑顔を守るために多摩市は児童虐待防止に取り組んでいます！ 57
- 英語教育の充実に取り組んでいます！～日本一英語を話せる児童・生徒の育成を目指して～ 68
- 多摩市が誇る「健幸まちづくり」の取組をご紹介します！ 76
- 多摩市チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業を実施しています！ 94
- オリンピックでトップレーサーが多摩市を疾走します！ 111
- 小・中学生を被爆地に派遣しています！～平和の大切さを次世代に伝えるために～ 116
- キャラクターを活用したまちづくりが進んでいます！～キティとラスカルがまちを盛り上げる～ 128
- 多摩ニュータウン再生に取り組んでいます！～市民と共に 2040 年代の多摩市を描く！～ 148
- 市民のオアシス 多摩中央公園が生まれ変わります！ 160
- 2021（令和 3）年、多摩市は市制施行 50 周年を迎えます！ 170

はじめに

1 第五次多摩市総合計画の位置づけ

総合計画は、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民^{※1}と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画です。

また、多摩市の様々な行政計画（部門別計画、個別計画など）の中で、最上位に位置づけられる計画です。

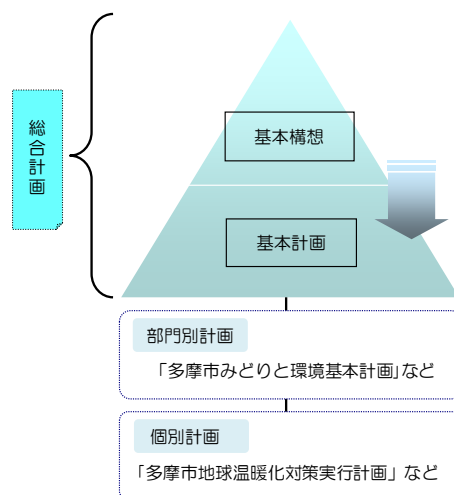
2 第五次多摩市総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画の2層で構成されるとともに、評価・予算との連動（PDCA サイクル^{※2}）と行財政改革により推進していきます。それぞれの概要は以下のとおりです。

（1）基本構想

期間：2011（平成23）年度からの概ね20年間

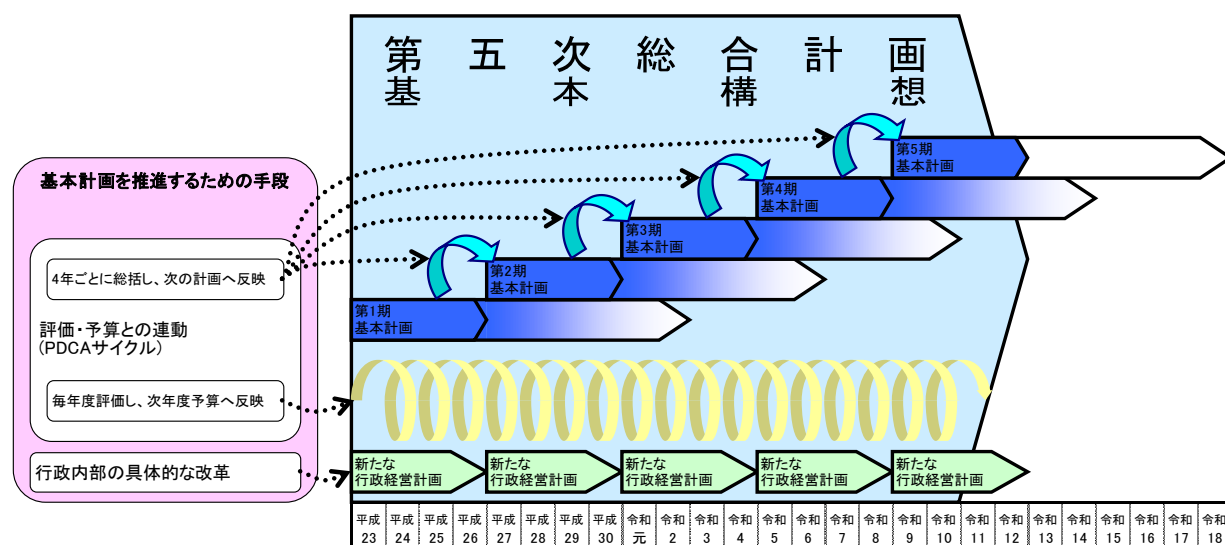
概要：概ね20年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や、目指すまちの姿、「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢などを示します。期間中の社会・経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。



（2）第3期基本計画

期間：2019（令和元）年度からの概ね10年間

概要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための政策、施策や財政の見直し等を示します。また、目標の達成状況を把握するための成果指標を設定します。計画の実効性を確保するため、4年ごとに10年間の計画として改定していきます。



※1 **市民**：市内に住んでいるだけでなく、仕事先や学校が市内にある人、市内で事業を営んでいる法人、市内で活動する団体（NPO 団体・自治会等）を含む（多摩市自治基本条例第3条第2項）

※2 **PDCAサイクル**：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと

(3) 全体構成図

基本構想

基本構想は概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を表したまちのビジョンです
まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や目指すまちの姿などを示します

まちづくりの基本理念

基本構想のバックボーンであり、今後 20 年間の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方として、3 つの基本理念を設定しました

- 1 市民主権による新しい地域社会の創造
- 2 豊かなまちを次代へ継承
- 3 自立的な都市経営

将来都市像

多摩市の将来のあるべき姿を市民・議会・行政が共有するものとしてイメージしやすい言葉で表現しました

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

目指すまちの姿

将来都市像が実現したときのまちの姿で、4 つの視点と 6 つの「目指すまちの姿」及びその取組の方向性を示しました

市民の暮らし		市民の力・ 地域の力	活力ある都市		環境
①子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	②みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	③みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	④働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち	⑤いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	⑥人、自然、地球 みんなで環境を大切にするまち

目指すまちの姿を具体化し、まちづくりの方向性を示す

「目指すまちの姿」の実現を支える

「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「目指すまちの姿」を実現していくための取組姿勢を 2 つ決めました

- 1 市民主体のまちづくりの推進
- 2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

基本計画

基本計画は基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現するための方向性や取組、市民が果たすことのできる役割、財政の見通し等を示します

基盤となる 考え方

健幸まちづくりのさらなる推進

分野別計画の目標達成により目指すまちの姿の実現に寄与

分野別計画

政策(13)

「目指すまちの姿」を実現するための政策として、現状と課題を提示します。

施策(38)

政策を実現するための方向性や取組を示します。成果指標を設定し、毎年度達成状況を把握しながら、優先度などを検証し、取組を推進します。
また、市民が果たすことのできる役割を例示として示します。

<重点課題1> 超高齢社会への挑戦

◆重点課題解決に向けた視点

- ①だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援
- ②介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実
- ③地域医療・介護体制を支えるしくみづくり
- ④高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実
- ⑤だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実
- ⑥だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

<重点課題2>

若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実
- ②市独自の子ども・子育て支援や教育の推進
- ③支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり
- ④子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上
- ⑤駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出
- ⑥様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備

<重点課題3>

市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①地域活動を市が後押しするためのしくみづくり
- ②だれもが地域活動に参画できる環境整備
- ③「だれもが支え手」の地域づくり
- ④地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化
- ⑤多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進
- ⑥現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

計画を推進 するために

① 行財政運営手法の転換

② 都市基盤を含む公共施設等のマネジメント

③ 内部改革の推進

④ 「選んでもらえるまち」の実現に向けたシティセールの推進

⑤ 総合計画の進行管理

3

第五次多摩市総合計画第3期基本計画について

(1) 位置づけ

第3期基本計画は、各部門別・個別計画の上位計画として、それぞれの計画が目指すべき方向性や事業の体系等を示し、各計画間の整合性や連携を図るための指針となるものです。

(2) 計画期間

計画期間は、2019（令和元）年度から概ね10年間の計画としながら、計画の実効性を確保するため、また、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、4年ごとに改定します。

(3) 計画改定の基本的な考え方

2018（平成30）年3月1日に決定した「（仮称）第五次多摩市総合計画第3期基本計画改定方針」では、下記の考え方に基いて、計画を策定するとしており、これらが「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」の大きなポイントとなっています。

「（仮称）第五次多摩市総合計画第3期基本計画改定方針」抜粋

①基本構想における将来都市像の実現を目指した計画の改定

基本構想に掲げた将来都市像を実現する上で、真に必要となる施策の立案、次期4年間で解決すべき課題や具体的に取り組むべき事項を明らかにし、より実効性の高い計画として改定する。

②社会のあり方の変化を捉えた計画の改定

人口減少、少子社会、超高齢社会が進む中で、これまで前提としてきた社会のあり方が変化することを捉える必要がある。

特に、市民生活の面では、共働き世帯が前提となること、高齢者は定年退職後も就労することが当たり前になりつつある。あわせて、晩婚化等を背景に単身世帯の増加も進み、地域のあり方も大きく変容しつつある。また、消費増税や社会保障改革等によって、家計への負担も増大し、若い世代を中心に今の社会のあり方に生きにくさを感じている人々がいる状況がある。

他方、生活環境の面では、ICT技術の急速な発達により、情報の摂取方法も変化し、必要なものはインターネットですべてのものが購入できる社会に変わりつつあるなど、今当然に行われていることが数年経つと価値が変わってしまうという不確実な要素を含んでいる状況にある。

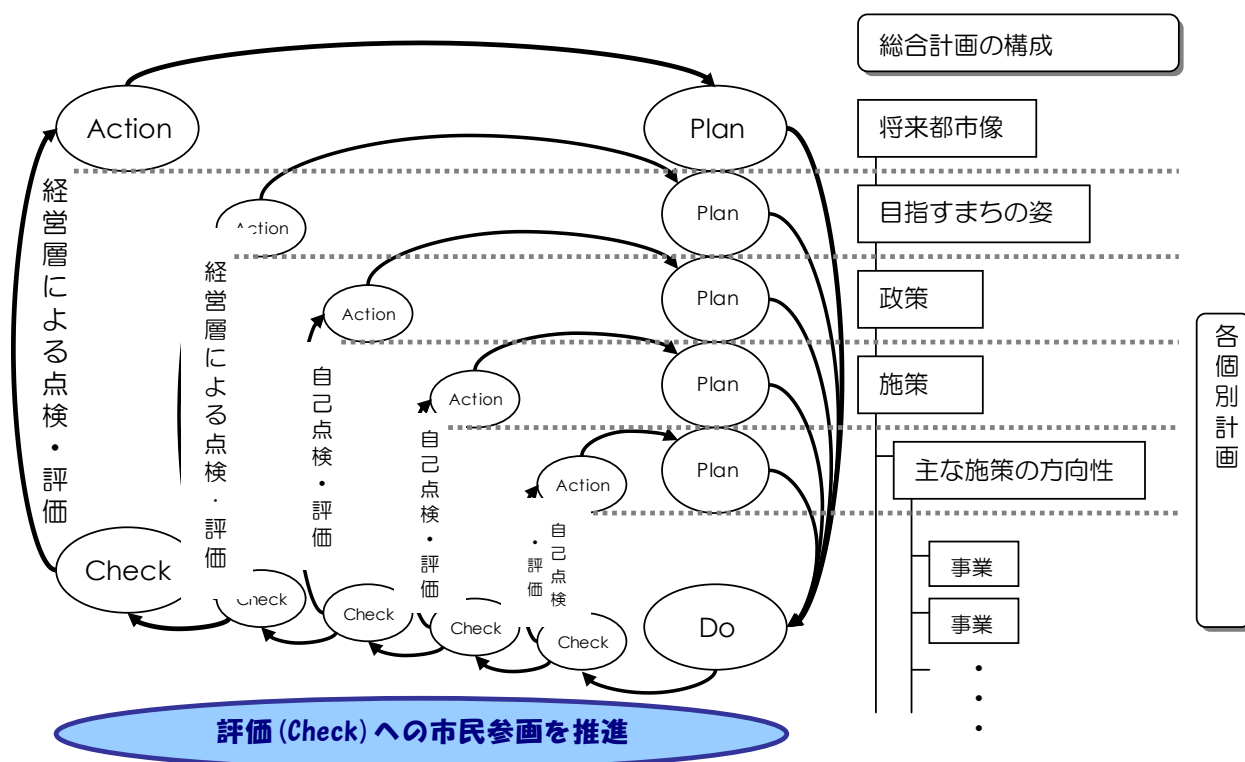
そのため、市民生活、生活環境の両面で、現在の社会のあり方の変化を捉えながら、また少し先の社会を見据えた計画とする必要がある。

③市民とともに作る計画

新たな政策課題が数多く発生し、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況にあり、これまでのまちづくりを進めてきた前提が変化の過程にある転換期のまちづくりが求められている。そうしたことから、これまでの取組の成果と蓄積された地域や市民の力を積極的に市政に反映させる基本計画とする必要がある。「市民とともに作る計画」という意識のもと、市民参画のプロセスは質・量ともに深化したプロセスを踏まえ、市民と行政が一体となって改定に取り組む。

(4) 進行管理について

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価した上で、本計画の目標達成に向けた取組を推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効率的・効果的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取組の成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図っていきます。



(5) 「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

国は、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的な視点から、2014（平成26）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。その後、2018（平成30）年12月にも改訂を行い、UIターン等を促進するための政策パッケージの着実な実行や地方の魅力を高めるまちづくりの推進、そして次のステージにおける総合戦略の検討を進めているところです。

本市でも、2016（平成28）年2月に「多摩市人口ビジョン」および「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、「しごと・子育て・健幸で選ばれるまち・多摩！」の実現に向けて、シティセールス等の取組を強化してきました。第3期基本計画においても、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き総合戦略の視点に基づいた取組の推進を図ります。

（6）「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインジケータで構成されています。

わが国においては、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、2018（平成30）年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」において「SDGs達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」とされ、自治体においても、地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげていくとされています。

本市においても、SDGsの理念および17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくため、総合計画に基づき、各分野別の施策を統合的に推進していくことで、SDGsの達成に向け寄与していきます。



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

●市の取組に対応する「持続可能な17の開発目標（SDGs）」

市の取組（主なもの）		⇒	市の取組に対応する 「持続可能な17の開発目標（SDGs）」	
B2-2	生活困窮者の包括的な相談支援の充実	⇒	目標1 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
B2-2	生活困窮者の包括的な相談支援の充実【再掲】	⇒	目標2 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
A2-3	健康の保持増進のための指導の充実	⇒	目標3 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
B1-1	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実			
B2-1	地域福祉の推進			
A2-1	新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善	⇒	目標4 	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
A2-2	道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成			
C2-1	多様な学びや活動のニーズに応える機会提供			
C3-2	男女平等参画社会の実現に向けた取組	⇒	目標5 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
F1-1	自然環境の保全	⇒	目標6 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

市の取組（主なもの）		⇒	市の取組に対応する 「持続可能な17の開発目標（SDGs）」	
F1-2	地球温暖化対策の取組	⇒	目標7  7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
A1-4	支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立	⇒	目標8  8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
D1-1	社会経済情勢の変化に対応する産業の振興			
D1-1	就労しやすい環境の提供			
E2-2	公共施設等の適切な保全更新の推進	⇒	目標9  9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
E2-3	安全で快適な道路環境の整備			
E2-4	地域性に配慮した交通環境の充実			
A1-1	子どもの人権の尊重	⇒	目標10  10 人や国の不平等 をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
C3-1	人権課題に対する取組の推進			
E1-2	地域における防犯活動の推進	⇒	目標11  11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
E2-1	計画的な街づくりの推進			
E2-1	ニュータウン再生の推進			
D1-1	社会経済情勢の変化に対応する産業の振興【再掲】	⇒	目標12  12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
D1-2	観光資源の活用とまちの魅力の発信			
F1-3	環境負荷の少ない循環型社会の構築			
E1-1	災害に強いまちの形成	⇒	目標13  13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
F1-2	地球温暖化対策の取組【再掲】			
F1-1	自然環境の保全【再掲】	⇒	目標14  14 海の豊かさを 守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
F1-1	自然環境の保全【再掲】	⇒	目標15  15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
F1-1	良好な都市環境の創出			
F1-4	地域活動と連携した環境保全の展開			
A1-1	子どもの人権の尊重【再掲】	⇒	目標16  16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
C3-1	人権課題に対する取組の推進【再掲】			
C1-2	地域自治を推進するためのしくみづくり	⇒	目標17  17 パートナースHIPで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

